

札幌市働きやすいまち推進協議会の概要

【設立目的】

札幌市では、誰もが働きやすいまちを目指し、さまざまな課題がある中で、人手不足の解消による地元企業の経営の安定化と労働者の雇用環境向上の両立を図るため、新たな仕組みの創設に取り組みます。

この検討を進めるため、札幌市との課題認識の共有と、将来に向けた対策について意見交換を行うことを目的として、経済界や労働界の関係団体と協議会を設立いたします。

【協議会設立概要】

- ・名称 札幌市働きやすいまち推進協議会
 - ・メンバー 札幌商工会議所 副会頭 紫藤 正行 様
常務理事 水落 隆志 様
連合北海道札幌地区連合会 会長 吉田 賢一 様
事務局長 山口 裕一 様
札幌市 副市長 町田 隆敏
税務・契約管理担当局長 齋藤 研吾
経済観光局長 一橋 基
管財部長 北川 憲司
経営支援・雇用労働担当部長 庄中 将人
- 各メンバーにプラスとなる場合オブザーバー参加
(事務局) 財政局管財部、経済観光局経営支援・雇用労働担当部

【開催予定】

年2回程度の開催を予定。

今年度 12月14日 第1回開催
日程未定 第2回開催

指定管理者制度への賃金スライド制度の導入について

1 指定管理者制度について

- 地方自治法の改正(平成15年9月)により、市民サービスの向上と経費の節減を目的に創設された制度。区民センターや体育館、公園などの公の施設の管理を、札幌市の出資団体以外のすべての法人や団体が行うことや、施設の管理権限を包括的に委任することが可能となった。
- 札幌市では、平成18年4月から本格導入し、令和5年10月1日時点では、425施設において指定管理者が選定されている。
- 指定管理施設の管理費用については、指定管理者の募集時に市が総額を掲示し、指定管理者はその範囲内で創意工夫により要求水準を満たすよう事業計画・収支計画を作成し、施設を管理運営する。

2 賃金スライド制度導入の経緯

○ 賃金スライド制度

社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動(※)に応じて、2年目以降の指定管理費用を変更する仕組み。

※賃金水準の変動をはかる指標

正規職員分:札幌市人事委員会が毎年度実施する「民間給与実態調査における月例給」

非正規職員分:最低賃金(北海道)

	民間給与実態調査月例給	変動率(H30年比)	北海道最低賃金時間額	変動率(H30年比)
H30	348,607円	-	835円	-
R1	347,373円	0.4% 減	861円	3.1% 増
R2	347,358円	0.4% 減	861円	3.1% 増
R3	349,125円	0.1% 増	889円	6.4% 増
R4	349,974円	0.4% 増	920円	10.2% 増
R5	354,158円	(R4年比)1.2% 増	960円	(R4年比) 4.35% 増

- 指定管理施設の管理費用について、人件費は統計単価などを用いて算定し、基本的に5年後の次回募集時まで単価の変更は行っていないが、上記のとおり、最低賃金の上昇傾向が続いており、施設で働く職員の適正な賃金水準への対応を行う必要性は増している。
- 市長公約においても「賃金水準の上昇に応じて、指定管理者制度の下で働く労働者の賃上げを支援する仕組みを導入します。」としているところ。
- なお、他都市では、横浜市と名古屋市において、雇用労働条件の改善や、事業者の健全経営を通じた適切な管理を目的に、賃金スライド制度を導入している。

3 賃金スライド制度の概要

○ 指定管理者が提出した人件費計画額に、上記の変動率を乗じて、賃金スライド額を算出。

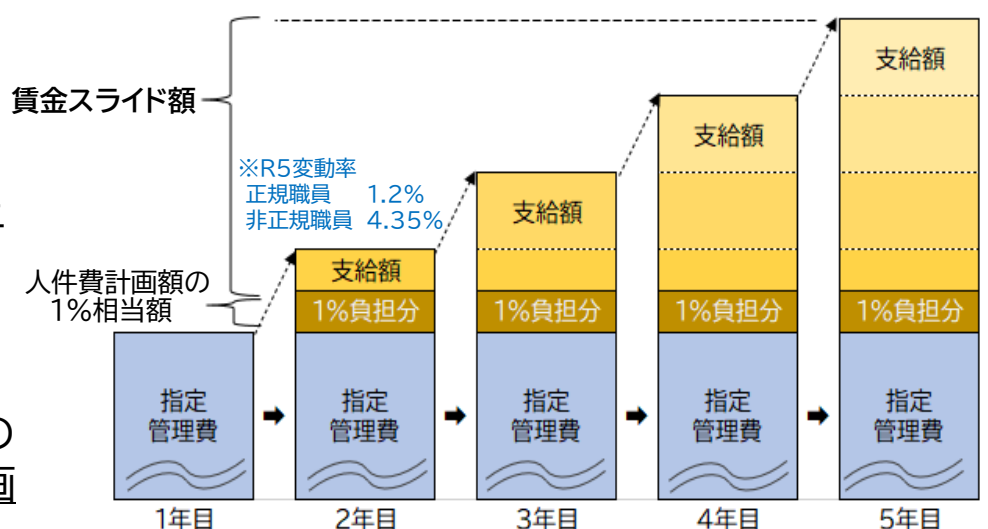
○ 指定管理費の増額分が施設で働く職員にしっかりと行き渡るよう実効性を確保。

- ・ 2年目以降、実際の賃金増額分を確認した上で、賃金スライド額(予算額)を上限に支給。
- ・ 毎年度実施する業務検査において、賃金台帳等との照合確認を行う。

○ その他留意点

- ・ 物価変動については基本的に指定管理者のリスクとして整理しているため、人件費計画額の1%相当額までは指定管理者が負担。

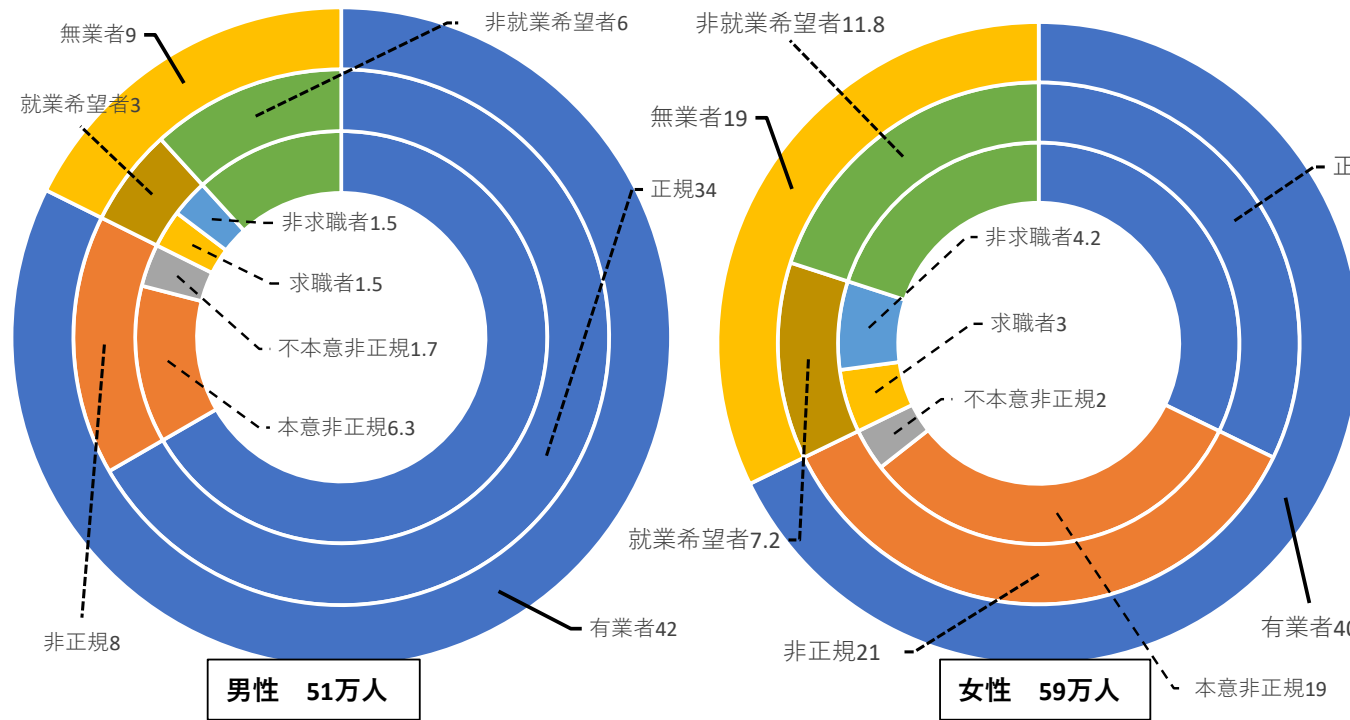
- ・ 変動率がマイナスとなった場合、実賃金も下がったときにはマイナス分を既存の指定管理費から減額。



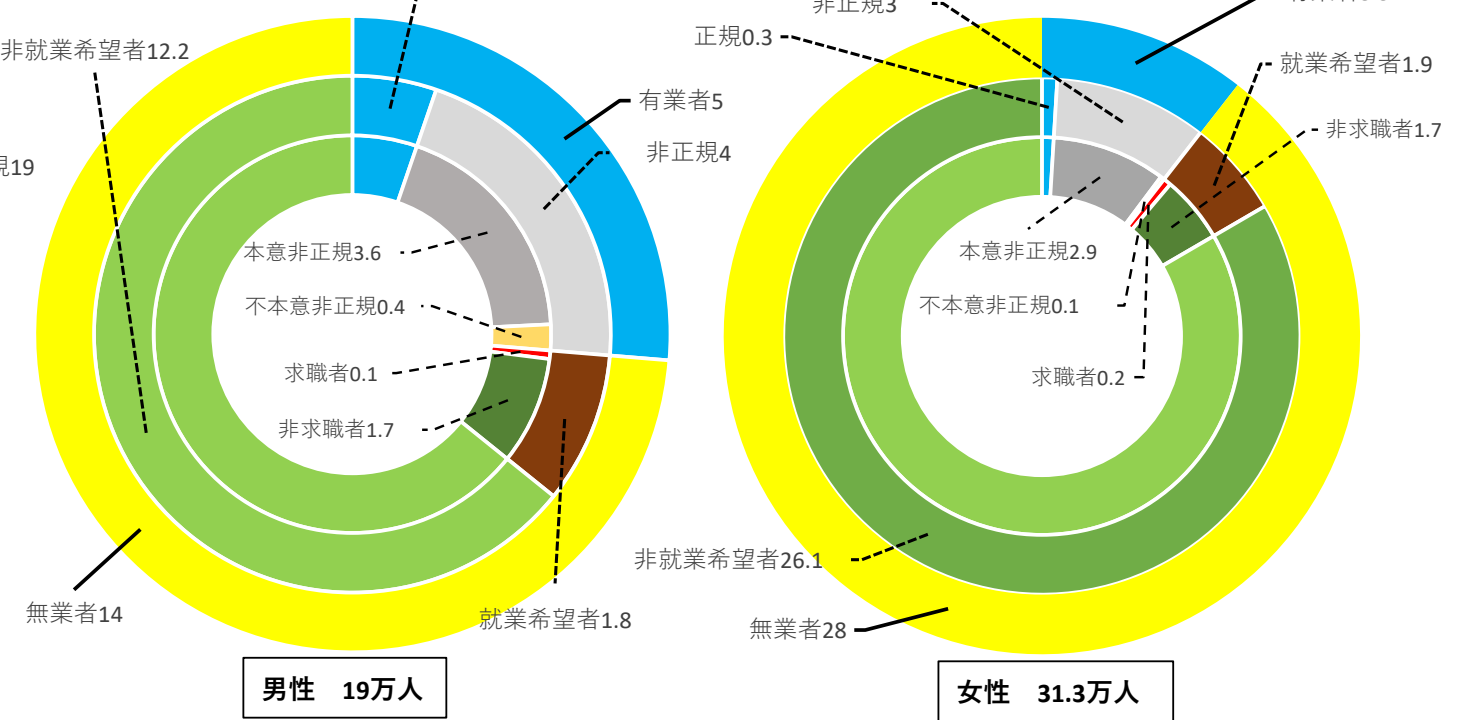
1 就業・求職状況と就業支援事業

○ 就業・求職状況

【生産年齢（15～64歳）】



【65歳以上】



※ 自営業主・家族従業者は除外（12.7万人）

出典：令和4年就業構造基本調査
単位：万人

○ 就業支援事業のターゲット層

事業名	生産年齢 110万人						65歳以上 50.3万人					
	有業者 82万人			無業者28万人			有業者 8.3万人			無業者 42万人		
	正規	非正規 29万人		就業希望者		非就業希望者	正規	非正規 7万人		就業希望者		非就業希望者
	本意	不本意	求職者	非求職者			本意	不本意	求職者	非求職者		
就業サポートセンター・あいワーク ※ (23,901人) ・全区での職業相談に加え、セミナーや職場体験等の就労支援	○	○	◎	◎			○	○	◎	◎		
シニア人材バンク ※ (12人) ・登録企業が採用したい高齢者をスカウトするマッチング支援							○	○	◎	◎		
ワークトライアル ※ (466人) おおむね50歳以下の求職者等を対象とした正社員就職支援		○	◎	◎								
ローカルマッチプロジェクト ※ (186人) 就職サイト掲載、合説開催等による学生とのマッチング支援				◎								
シニアワーキングさっぽろ ※ (1,130人) 高齢者雇用に係る企業向けセミナー、体験付き仕事説明会							○	○	◎	◎	○	
奨学金返還支援 ※ (285人) 合説開催等による地元企業と学生とのマッチング支援				◎								
ここシェルジュSAPPORO (816人) ※求職活動開始者数 就職活動に踏み切れない子育て中の女性等に対する支援	○	○	○	◎	◎							
季節労働者通年雇用促進支援 (2,550人) ※通年雇用者数 就労相談や資格・免許の取得支援等により通年雇用を促進		◎	◎					◎	◎			

※ H30年度からR4年度までの就職者実績 事業による就職者数25,968人 (参考) ハローワークによる就職者数84,925人

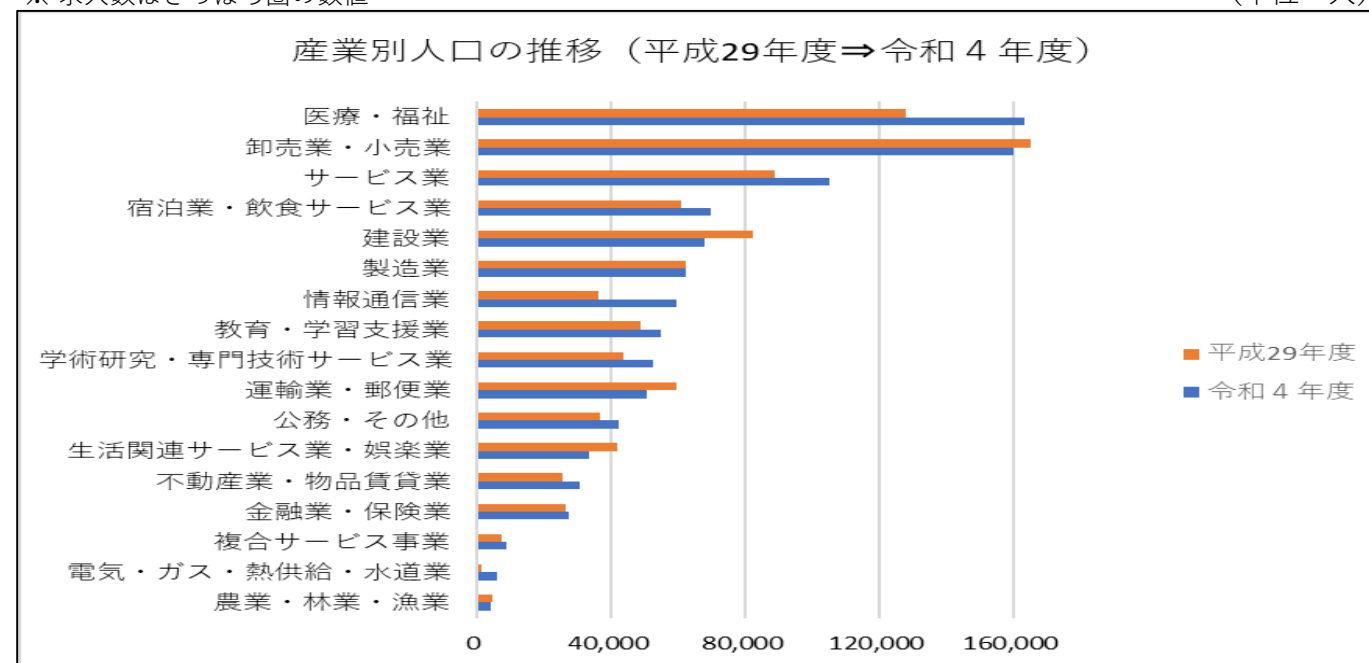
2 産業別人口・求人状況と人材確保事業

	(単位：人)				増減 H29⇒R4	求人数 (R4.10)	産業別における人材確保事業	
	産業別人口			H29 総数				
総数	R4 総数	男性	女性	H29 総数				
総数	996,700	537,400	459,300	921,100	75,600	14,479		
農業・林業・漁業	4,000	2,300	1,700	4,300	▲ 300	16	農業担い手育成支援事業	農業の担い手に対して各種補助制度や研修機会の活用を通じた経営改善
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	2		
建設業	67,800	56,000	11,800	82,100	▲ 14,300	1,368	建設産業活性化推進事業 持続可能な雪対策推進事業	就業環境改善の助成制度拡充、担い手確保や生産性向上に資する施策 ICT活用による除排雪作業の効率化・省力化、情報発信による担い手確保など
製造業	62,000	39,900	22,100	62,300	▲ 300	616	ものづくり企業人手不足対策事業	ものづくり企業の魅力発信、採用力強化の後押し、機器導入による省力化
電気・ガス・熱供給・水道業	5,700	4,200	1,500	4,400	1,300	15		
情報通信業	59,400	44,900	14,500	36,000	23,400	481	IT人材確保育成事業	高度なIT人材の育成、市内企業のIT人材の確保支援
運輸業・郵便業	50,600	40,300	10,300	59,400	▲ 8,800	594	流通機能強化・販路拡大支援事業	市内トラック事業者に対して、DX支援や、運転免許・技能講習取得支援、求人サイト活用支援等
卸売業・小売業	160,000	78,800	81,200	165,100	▲ 5,100	1,560		
金融業・保険業	27,100	11,900	15,200	26,400	700	164		
不動産業・物品賃貸業	30,700	21,800	8,900	25,400	5,300	255		
学術研究・専門技術サービス業	52,400	33,700	18,700	43,800	8,600	389		
宿泊業・飲食サービス業	69,700	29,600	40,100	60,900	8,800	1,255	観光人材育成支援事業	観光事業者のスキルアップ、産学連携による人材育成
生活関連サービス業・娯楽業	33,400	14,700	18,700	41,600	▲ 8,200	460		
教育・学習支援業	54,700	27,100	27,600	48,800	5,900	364		
医療・福祉	163,300	45,800	117,500	127,900	35,400	4,529	保育士等支援事業 保育人材確保緊急対策事業 介護人材確保促進事業	保育人材支援センターさば笑みによる求職者と事業者のマッチング支援 保育人材確保・就業継続のための補助事業、広報活動 介護人材確保定着支援、小中高生を対象とした啓発活動
複合サービス事業	8,700	5,300	3,400	7,100	1,600	31		
サービス業	105,100	49,100	56,000	88,800	16,300	2,279		
公務・その他	42,100	32,000	10,100	36,800	5,300	101		

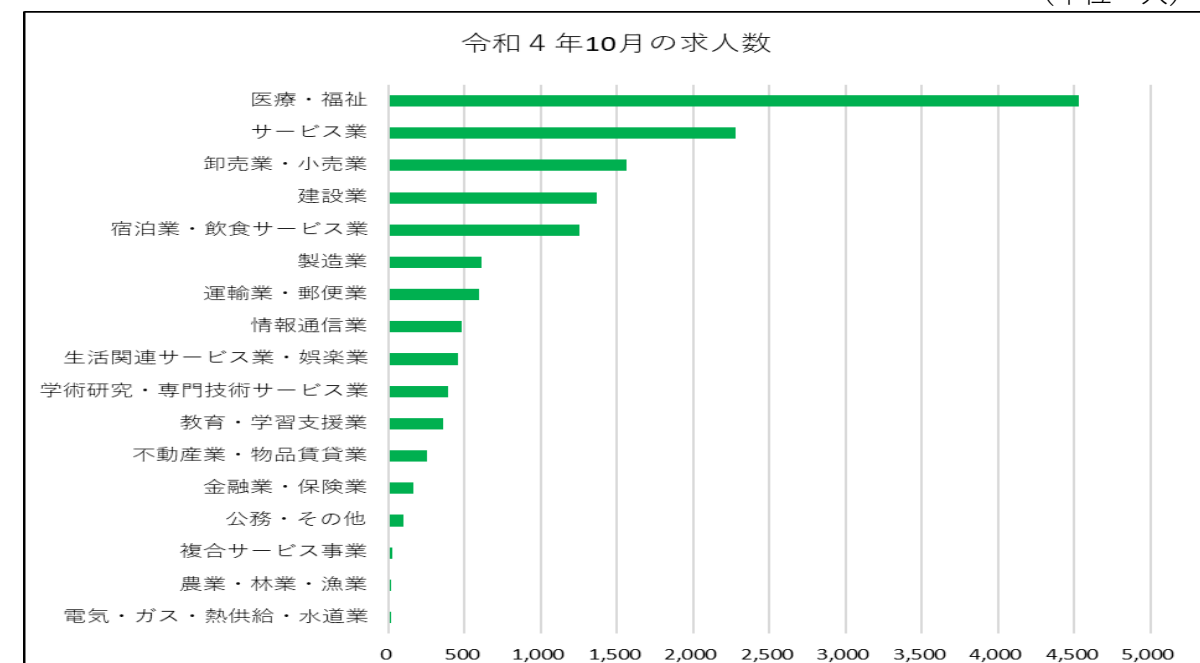
※ 産業別人口は「分類不能の産業」を除く

※ 求人数はさっぽろ圏の数値

(単位：人)



(単位：人)



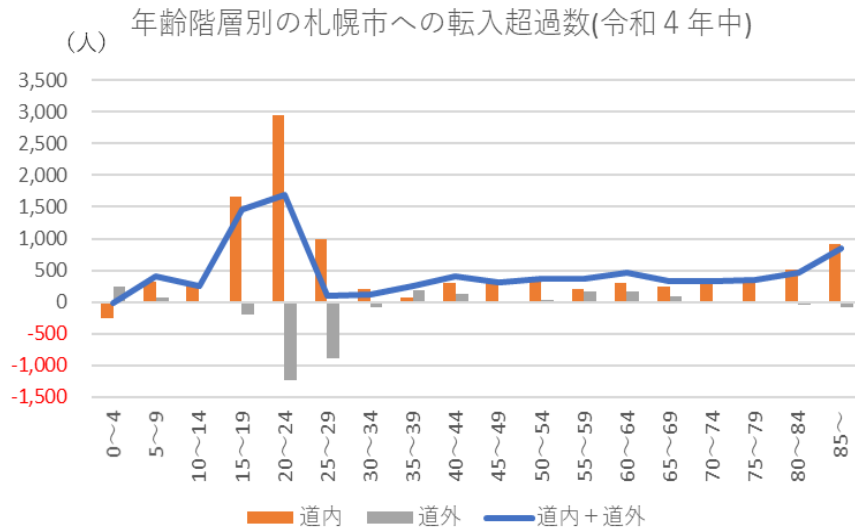
出典：令和4年、平成29年就業構造基本調査（産業別人口） 雇用情勢さっぽろ（求人数）

3 転出入の状況と就職移住支援事業

○年齢階層別の札幌市への転入超過数（R4）

単位：人

	総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~
転入	61,233	2,998	2,049	1,127	4,734	11,877	8,850	5,949	4,732	3,619	3,509	3,082	2,291	1,602	980	930	706	809	1,389
転出	52,750	3,012	1,653	876	3,270	10,177	8,754	5,831	4,473	3,206	3,196	2,719	1,928	1,131	660	596	362	355	551
転入超過数	8,483	△14	396	251	1,464	1,700	96	118	259	413	313	363	363	471	320	334	344	454	838



単位：人

		15~19歳	20~24歳	25~29歳	合計
男性	転入者数	2,822	8,244	4,778	13,642
	道内	1,667	3,512	2,589	7,768
	道外	955	2,732	2,187	5,874
	転出者数	1,987	5,587	4,508	12,080
	道内	1,015	2,464	1,970	5,449
	道外	952	3,123	2,538	6,611
女性	転入者数	2,112	5,833	4,074	11,819
	道内	1,554	3,988	2,431	7,953
	道外	558	1,885	1,643	3,866
	転出者数	1,303	4,590	4,248	10,141
	道内	538	2,072	2,083	4,671
	道外	767	2,518	2,185	5,470

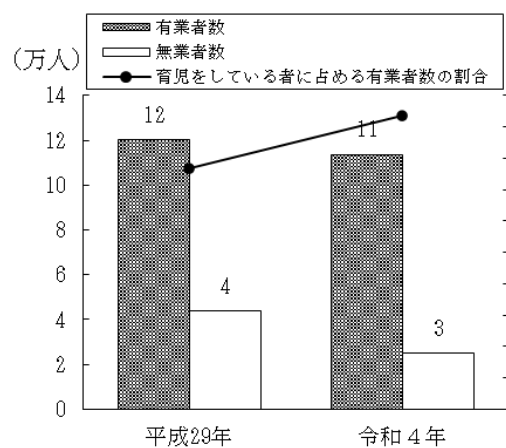
○就職移住支援事業

事業名	実績（①：就職決定者数、②：支給世帯数）		
	R2	R3	R4
U I J ターン就職移住支援事業			
U I J ターン希望者と求人登録企業のマッチング支援…①	93人	111人	143人
移住支援金の受付・審査…②	7世帯	32世帯	51世帯

4 障がい者・育児・介護をしている人の就業状況

○育児

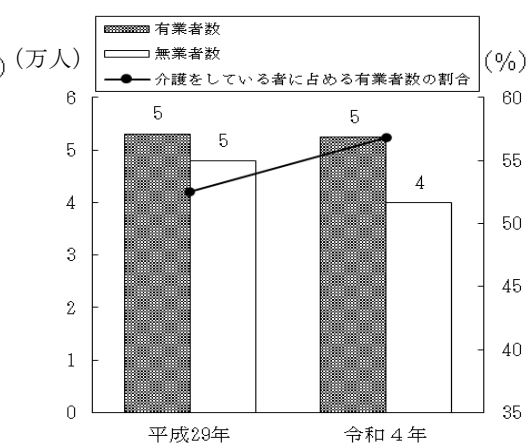
育児をしている有業者数、無業者数及び育児をしている者に占める有業者数の割合



育児をしている者
H29 163,800人
R4 138,900人

○介護

介護をしている有業者数、無業者数及び介護をしている者に占める有業者数の割合



介護をしている者
H29 101,100人
R4 92,200人

○障がい者



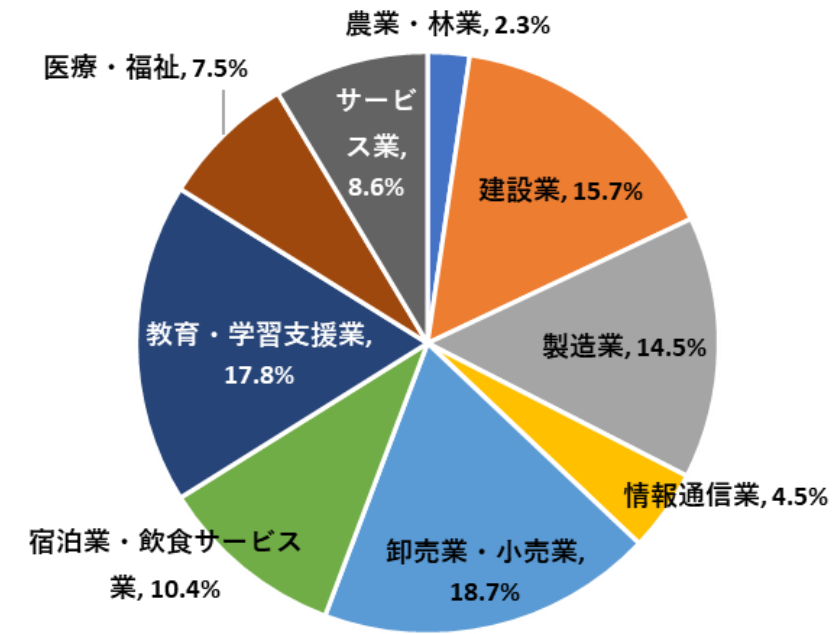
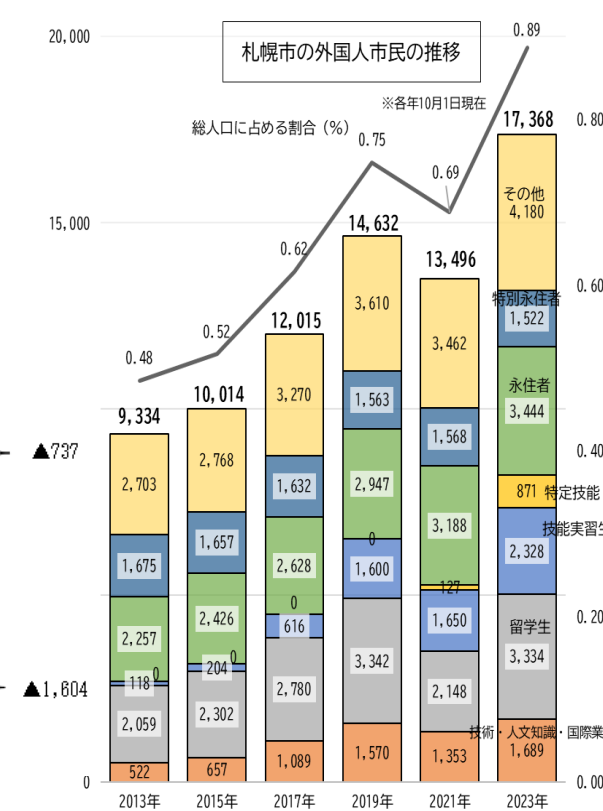
出所：障害者雇用状況の集計結果
※障がい手帳所持者数 134,690人（R4.3末）

出典：令和4年就業構造基本調査

5 札幌市における外国人労働者の状況

○札幌市の外国人市民の推移

○札幌圏の産業別外国人労働者数（合計 8,441人）



出典：北海道労働局

6 副業の状況

単位：人

	平成19年	平成24年	平成29年	令和4年
副業がある者	24,700	29,900	33,900	47,700
追加就業希望者	—	—	—	24,500

出典：令和4年就業構造基本調査

7 人材確保・育成のための中長期的な取組

・ミニさっぽろ

飲食店や公共機関などが多数設置された仮想のまちで、小学校中学年（3・4年）が自分で選んで職業体験し、給料（地域通貨）を得て、買い物や食事、納税をすることで、働くことの楽しさや世の中の仕組みを学ぶ。

・子どもの職場体験事業【令和6年度より実施予定】

子どもが将来への夢を描けるよう、小学校高学年を対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる企業訪問型の職業体験事業を実施。

・進路探究学習（キャリア教育）推進事業

中学校における進路探究学習（キャリア教育）を推進するため、民間企業等と連携し、様々な職業体験や出前講座等を実施。

令和5年12月14日 財政局管財部

札幌市発注工事におけるCCUS活用（試行）について

1 建設キャリアアップシステム（CCUS）の概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）とは、建設現場に従事する技能者の資格や就業履歴等を登録・蓄積し、技能や経験の客観的な評価を通じて、技能者の適切な処遇につなげる仕組みのことを言います。

2 導入目的

公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技術者を将来にわたって確保・育成することが必要不可欠となっています。CCUS活用により、以下の3つの効果が期待され、建設業が抱える人手不足等の課題に対処していくことで、働き方改革や建設現場における生産性向上、ひいては将来にわたる担い手の確保・育成につなげていくのがねらいです。

- (1) 若い世代がキャリアパスの見通しを持てるようにする。
- (2) 技能・経験に応じた賃金の支払いを確保し技能者の処遇を改善する。
- (3) 中長期的な技能者の確保・育成を図っていく。

3 導入内容

国は、CCUSの普及・活用により、技能者の処遇改善を図るため、公共工事の発注者によるモデル工事等によりCCUS活用の促進を図っています。現在、国の直轄工事におけるモデル工事のほか、都道府県や政令指定都市（17都市）においてもモデル工事等の導入が広がってきています。

4 取組内容

今後、札幌市においても、令和6年度発注から主要3工種（土木・下水道・建築）のA1・A等級工事（年間3～5件程度）を「CCUS活用モデル工事（受注者希望型）」として試行する予定です。

モデル工事を選定し、当該工事における受注者がCCUS活用を希望した場合に、その取組内容に応じて「工事成績評価」で加点評価する仕組みとします。

5 試行開始時期

令和6年度早期発注の工事案件（令和5年12月告示分）から試行開始（予定）。



建設キャリアアップシステム

建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの
「**技能**」と「**経験**」を
しっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point

①

技能者の 処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。



point

②

明確な キャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる産業を目指します。



point

③

施工能力の 見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。



技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた(白 → 青 → 銀 → 金)カードを交付して評価。



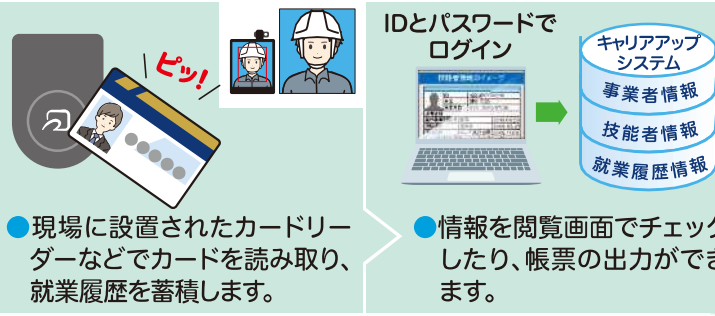


事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。



建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標に、あらゆる工事での完全実施に向けて取り組みを加速しています！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です

	システムへの登録	現場の登録と就業履歴の蓄積
技能者 	 <p>技能者にカードが交付されます</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録はインターネットや窓口で申請が可能です。 	 <p>IDとパスワードでログイン</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場に設置されたカードリーダーなどでカードを読み取り、就業履歴を蓄積します。 情報を閲覧画面でチェックしたり、帳票の出力ができます。
事業者 		<ul style="list-style-type: none"> 元請・下請が協力して施工体制や作業員名簿を登録します。(作業員名簿の登録は、技能者のレベル評価に必須です) 元請が現場を登録しカードリーダー等を設置します。

登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 身近な行政書士による代行申請が令和4年2月から可能となります。また、窓口登録(認定登録機関)も全国200箇所以上で可能となっています。

技能者のメリット



- カードのレベルアップによって処遇改善につながります
- 若い人たちは明確な目標でモチベーションアップ
- 将来的にはカード1枚で資格証の持参が不要
- 仕事の記録を貯めて実力を証明

事業者のメリット



- 技能者を育てると施工能力評価がアップし、仕事が増大
- 現場管理事務の省力化
- 担い手となる若い人にアピールできる
- 公共工事の入札で評価アップ

「ピッ!」とカードをタッチすると、建退共で退職金の掛金320円が積み立てられます。

電子申請により、掛金の納付がより確実に実施されます。

元請、下請事業者の事務作業が大幅に軽減します。



CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

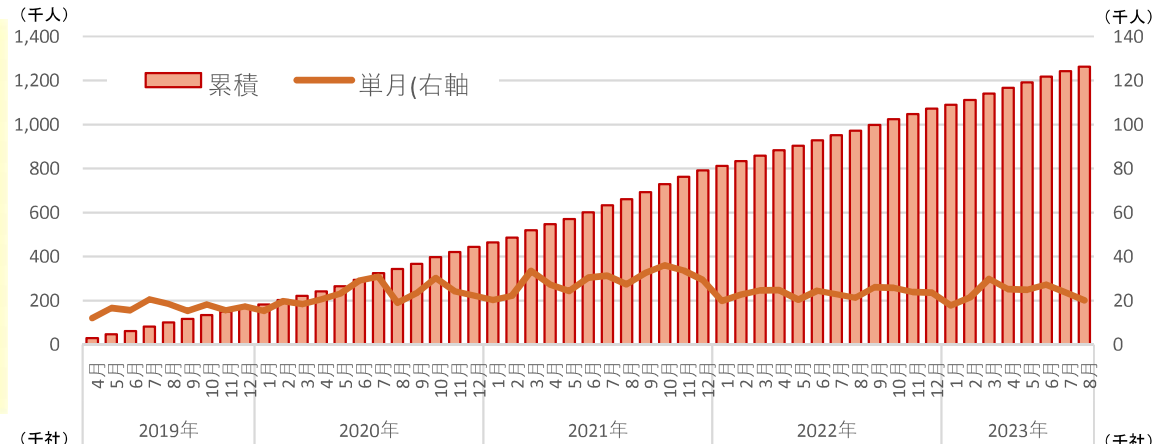
→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年8月末)

技能者の登録数

126.2万人が登録

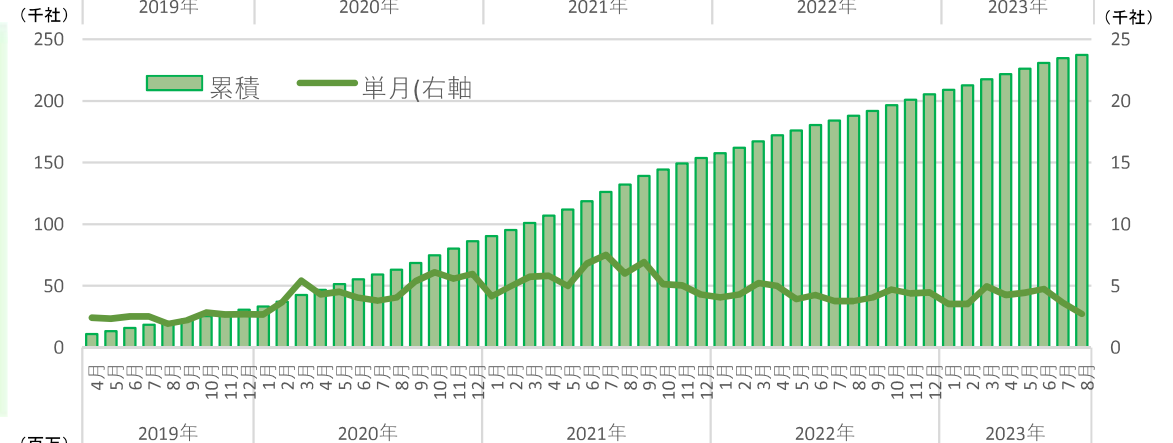
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

23.7万社が登録

※うち一人親方は7.8万社

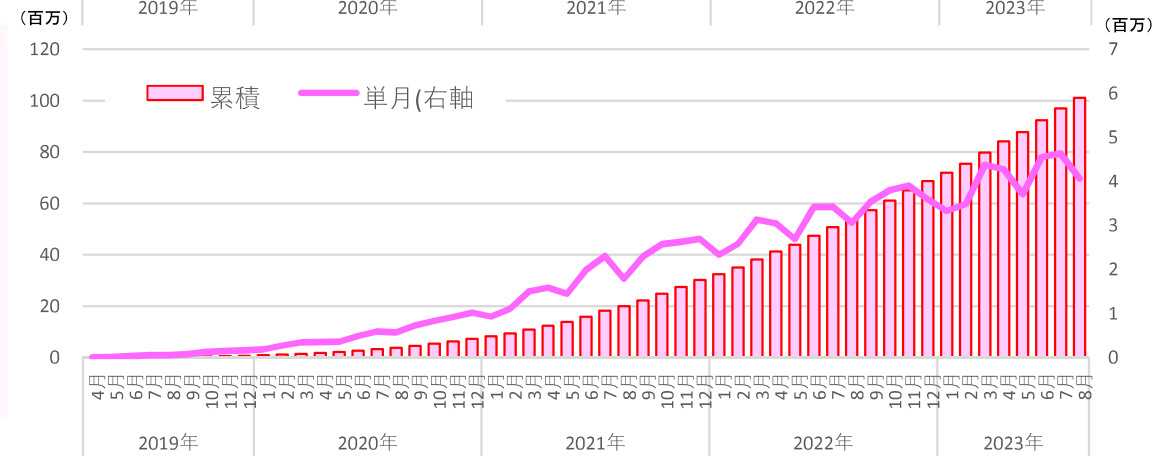


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 10,000万突破

※8月は407万履歴を蓄積
(前月からの減少はお盆要因)



令和5年12月14日 財政局管財部

総合評価落札方式（人材確保・育成型）における奨学金返還支援の取組を行う企業への評価について（新設）

昨今、建設業における人手不足が顕著となっており、将来の担い手の確保・育成支援策としての取組を図る必要があることから、この度、若年者雇用の取組として正社員の奨学金返還支援の取組を行う企業を総合評価落札方式（人材確保・育成型）の入札において加点点評価することとします。

○型式の名称変更

（現行）「人材育成型」 → （改正後）「人材確保・育成型」

※将来の担い手の確保・育成のため、育成だけでなく人材の確保も重視します。

○評価項目の新設

評価項目	型式	備考
正社員の奨学金返還の支援状況	人材確保・育成型	雇用環境への取組として、正社員の奨学金返還の支援に取り組む企業を評価することとし、配点（0.5点）を設定

○評価方法

正社員の奨学金返還の支援について取組を行っていることを評価します。なお、評価対象となる取組は、次の①～④に掲げるものとします。

- ① 告示ごとに示す当年度及び前3年度において奨学金返還に係る金銭的支援を実施した実績があること。
- ② 奨学金返還に係る金銭的な支援を行う旨の社内規定を策定・保持していること。
- ③ 「さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱」第6条の認定を受けていること。
- ④ 独立行政法人日本学生支援機構のホームページの「企業の奨学金返還支援（代理返還）制度」に記載されていること。

※なお、評価に当たっては、企業ホームページや求人票、社内規定、認定書など確認できる書類の写しの提出を求めます。

○適用時期

令和6年度早期発注の工事等案件（令和5年12月告示分）から適用（予定）

さっぽろ圏内企業等の採用を応援！



奨学金返還支援事業

登録
無料

認定企業 募集中!



奨学金返還支援とは？

学生時代に貸与型奨学金を利用した方が、札幌市が認定する企業等へ就職し、さっぽろ圏内に居住した場合、就職後2年目～4年目に、年間最大18万円を3年間(最大54万円)支援する制度です。



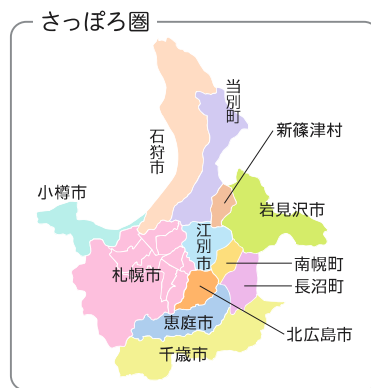
対象企業は？

さっぽろ圏内に本社を置く中小企業等

または

圏外本社の場合は圏内に事業所があり、そこで働く者を採用する中小企業等

※本事業を活用し採用した企業等には、寄附をお願いさせていただきます。
(社会福祉法人、その他法令上任意の寄附が制限されている法人等を除く。)



札幌市主催 **SAPPORO**



さっぽろ市
02-H01-23-845
R5-2-620

支援対象者は？

●対象者 / 以下の全ての条件を満たす方

- ①申込年度に大学、大学院、短大、高専、専修学校を卒業予定の方
または、上記学校を3年以内に卒業し、北海道外に住所を有している方
- ②就職後、さっぽろ圏内に居住する方
- ③市が認定する企業等に正社員、その他正規採用者として就職予定の方

●対象人数 / 年間100人 ※応募多数の場合は選考

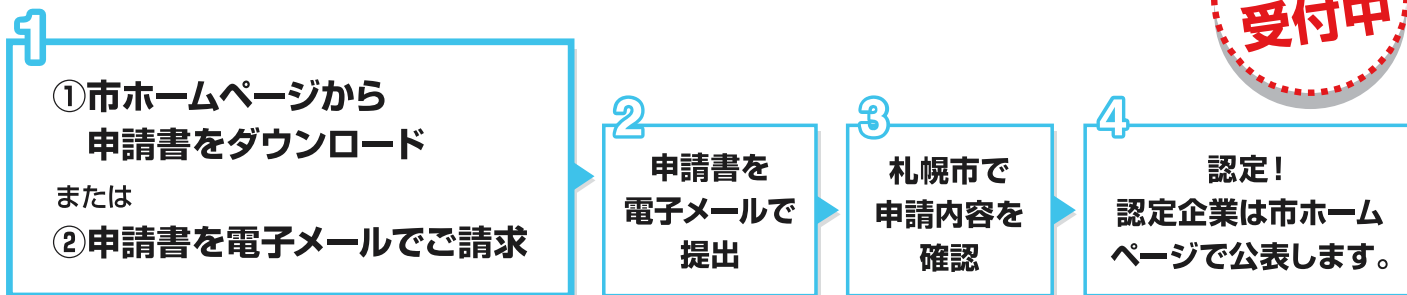
返還支援のスケジュールは？



お申し込み方法

本事業の認定企業となるには、申請書のご提出が必要です。お申し込み方法は下記2つです。

《認定までの流れ》



お問い合わせや申請書のご請求はこちらから

お問い合わせ

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階

TEL:011-211-2278 [平日8:45~17:15]

E-mail:koyou-jinzai@city.sapporo.jp

札幌市 奨学金返還支援事業

検索



よくあるご質問



Q. 認定企業として登録後、更新手続きは必要ですか？

A. 認定後の更新手続きはありません。なお、事業所がさっぽろ圏域外に移転する、もしくは中小企業の要件から非該当になった場合等、認定企業の要件を満たさなくなった際は、札幌市への届け出が必要になります。

Q. 認定企業募集の締切はありますか？

A. 通年受付を行っております。ご希望の企業様は、認定申請書(様式5)を札幌市まで(上記のメールアドレスへ)ご提出ください。

Q. 日本学生支援機構が実施する企業の奨学金返還支援(代理返還)制度を利用する場合は本事業の対象になりますか？

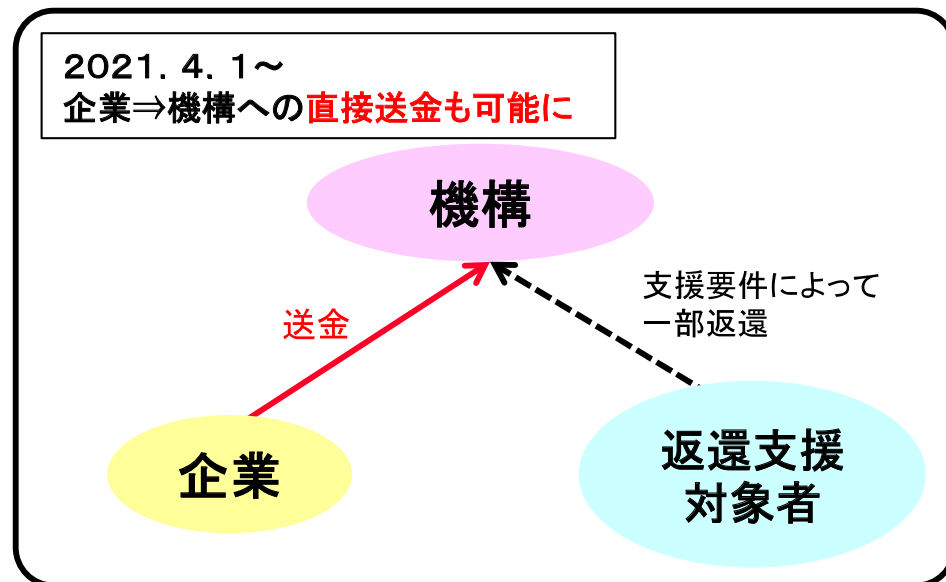
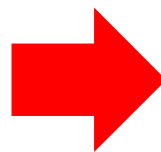
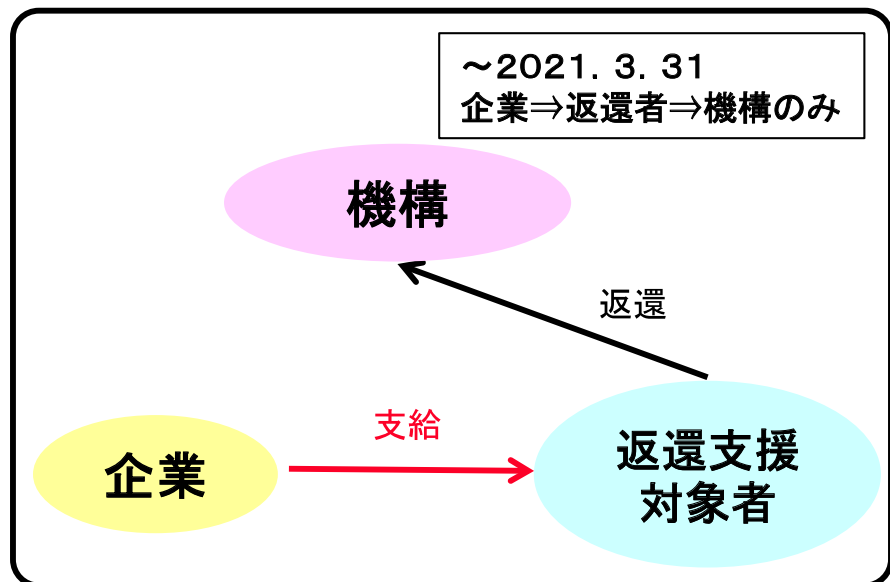
A. 返還額を全額企業が負担する場合は対象外になります。一部を企業負担する場合はお問い合わせください。

企業の奨学金返還支援(代理返還)への対応

日本学生支援機構(以下、「機構」という。)では、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業で実施している奨学金返還支援(代理返還)について、一定の条件の下で直接受け付けることとしています。

1. 奨学金返還支援(代理返還)

機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部又は全部を機構に直接送金することにより支援。



※返還支援対象者 = 企業が奨学金の返還を支援する社員

※これから返還支援を実施する企業にも対応します。